

○気仙沼市物産品販路拡大等事業補助金交付要綱

平成25年10月30日告示第184号

改正

平成28年3月30日告示第87号

平成29年3月28日告示第63号

令和2年8月28日告示第137号

令和3年3月31日告示第64号

令和3年9月30日告示第127号

令和4年3月31日告示第36号

気仙沼市物産品販路拡大等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 気仙沼市は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により販路拡大活動が鈍化した市内事業者を支援するため、商談会等（オンライン商談会を含む。以下同じ。）に出展し、又は商談会等を開催することにより物産品の販路開拓及び拡大に取り組む事業者に対し、予算の範囲内において気仙沼市物産品販路拡大等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、気仙沼市補助金等交付規則（平成18年気仙沼市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商談会等 複数の出展者が参加し、販路拡大を目的として行われる商談会、展示会その他の催事（消費者向けの販売を主たる目的とする物産展及び即売会等の催事を除く。）をいう。
- (2) オンライン商談会 主催者が開催期間等を指定して、インターネット等を活用した非対面型の商談を促し、かつ、複数の出展者が参加する商談会をいう。

(3) 事業者 法人，団体（規約等において，代表者及び総会の運営方法の定めがある団体に限る。）又は個人事業主をいう。

(交付対象事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者は，商談会等に出展し，又は商談会等を開催する事業者であって，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 商談会等に出展する場合 次のアからオまでに掲げる要件の全てを満たす事業者

ア 市内の農林漁業者若しくは食品等特産品製造業者又は本市物産品の振興を図る事業者として市長が適当と認めたものであること。

イ 1回当たりの商談会等への出展に係る経費が1事業者当たり10万円以上であること。

ウ 本市が開催する商談会等への出展でないこと。

エ 市税（個人で商談会に出展する事業者にあつては，国民健康保険税を含む。）の滞納がない（団体にあつては，代表者に市税の滞納がない場合をいう。）こと。

オ 商談会等に出展するに当たり，国，県又は市の他の補助金，交付金その他これらに類するものの交付を受けないこと。

(2) 商談会等を開催する場合 次のアからエまでに掲げる要件の全てを満たす事業者

ア 市内の農林漁業者若しくは食品等特産品製造業者で構成される団体，市内に所在する商工会議所若しくは商工会又は本市物産品の振興を図る事業者として市長が適当と認めたものであること。

イ 1回当たりの商談会等の開催に係る経費が1事業者当たり30万円以上であり，かつ，市内の農林漁業者，食品等特産品製造業者等が5者以上出展するものであること。

ウ 市税の滞納がない（団体にあつては，代表者に市税の滞納がない場合をいう。）こと。

エ 商談会等を開催するに当たり、国、県又は市の他の補助金、交付金その他これらに類するものの交付を受けないこと。

(交付対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 前項において、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）は、交付対象から除くものとする。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項の規定による補助金交付申請は、物産品販路拡大等事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 市税を完納していることを証明できる書類
- (4) 商談会等の開催又は出展を証する資料（パンフレット、出展申込書等）
- (5) 規約等の写し（団体の場合）
- (6) 補助金振込先口座の通帳の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付又は不交付の決定をし、物産品販路拡大等事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は物産品販路拡大等事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、物産品販路拡大等事業計画変更承認申請書（様式第4号）により市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、物産品販路拡大等事業計画中止（廃止）承認申請書（様式第5号）により市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る経理については、事業の収支を明確にした証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

（実績報告）

第7条 規則第14条の実績報告書は、物産品販路拡大等事業実績報告書（様式第6号）によるものとし、同条の規定による市長が必要と認める書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 事業実施を証する資料及び写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、物産品販路拡大等事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後において補助金を当該申請者に交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令又はこれに基づく処分若しくは指示に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 詐欺その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は交付を受けたとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(調査等への協力)

第11条 申請者は、第8条の通知を受けた後も、市長から補助事業の成果等について報告又は回答を求められた場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成28年3月30日告示第87号)

この告示は、平成28年3月31日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日告示第63号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月28日告示第137号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第64号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年9月30日告示第127号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第36号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

| 区分                          | 交付対象経費  | 補助率及び補助限度額  |
|-----------------------------|---|---|
| 商談会等への出展に係る事業（オンライン商談会を除く。） | 交付対象者が商談会等へ出展する場合に必要な経費で、次の各号に掲げるもの<br>(1) 出展料（売上げに係る販売手数料は除く。）<br>(2) 会場使用料<br>(3) 会場設営費<br>(4) PR用試供品費（対象経費の総額の10分の4を超えない部分に限る。）<br>(5) 共同利用部分経費<br>(6) 備品借用費<br>(7) 電気工事費<br>(8) 給排水施設使用料<br>(9) 搬送経費<br>(10) 光熱水費<br>(11) 交通費及び宿泊費（海外の場合は、保険料を含む。）<br>(12) パンフレット等の製作費（対象経費の総額の3分の1を超えない部分に限る。）<br>(13) 翻訳料及び通訳料<br>(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費 | 補助率 $\frac{1}{2}$ 以内補助限度額<br>30万円<br>※ただし、1事業者当たりの交付回数は、各年度1回までとする。 |
| オンライン商談会への参加に係る事業           | 交付対象者がオンライン商談会に参加する場合に必要な経費で、次の各号に掲げるもの<br>(1) 参加費（研修参加費及び商談件数に応じて発生する料金等を含む。）<br>(2) 登録料及び掲載料（企業情報、商品及び動画等   |   |

|                     |   |  |
|---------------------|---|--|
|                     | <p>の情報登録料等を指す。)</p> <p>(3) PR用試供品費(対象経費の総額の10分の4を超えない部分に限る。)</p> <p>(4) 搬送経費</p> <p>(5) 備品借用費</p> <p>(6) 備品購入費(マイク, スピーカー, カメラの購入費であって, 10万円を超えない部分に限る。)</p> <p>(7) 交通費及び宿泊費(研修に参加する場合及び商談会場が指定されている場合に限る。)</p> <p>(8) パンフレット等の製作費(対象経費の総額の3分の2を超えない部分に限る。)</p> <p>(9) 翻訳料及び通訳料</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか, 市長が特に必要と認める経費</p> |  |
| <p>商談会等の開催に係る事業</p> | <p>交付対象者が商談会等を開催する場合に必要な経費で, 次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) 会場使用料</p> <p>(2) 会場設営費</p> <p>(3) 備品借用費</p> <p>(4) 電気工事費</p> <p>(5) 給排水施設工事費</p> <p>(6) 搬送経費</p> <p>(7) 光熱水費</p> <p>(8) 交通費及び宿泊費(海外の場合は, 保険料を含む。)</p> <p>(9) 広告宣伝費</p> <p>(10) パンフレット等の製作費</p> <p>(11) バイヤー招へい経費</p>   | <p>補助率 <math>\frac{1}{2}</math> 以内</p> <p>補助限度額</p> <p>100万円</p> <p>※ただし, 1事業者当たりの交付回数は, 各年度1回までとする。</p> |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | (12) 翻訳料及び通訳料<br>(13) 前各号に掲げるもののほか, 市長が特に必要と認める経費 |  |
|--|---|--|

備考 「対象経費の総額」とは, 申請のあった全体の交付対象経費を指し, 各経費における上限超過部分を減額する前の金額の合計額をいう。